

ご意見をお寄せください

「会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例（素案）」

平成28年12月に国は「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム」を発表し、その中で、「印鑑登録証と個人番号カードの併用方式」の採用が可能であることが示されました。これを受け、本市においても、印鑑登録証に加えて、コンビニエンスストアの自動交付機等で印鑑登録証明書の取得が可能な機能を備えた個人番号カードを併せ持つことができるよう、必要な条文の改正を行うものです。

つきましては、一部改正条例の概要がまとまりましたので、その内容に対するご意見（パブリック・コメント）を募集いたします。

■ 公表・意見募集期間

平成29年7月3日（月）～平成29年8月3日（木）

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④ 市の区域内にある学校に在学する方

■ 意見の提出方法

所定の意見書様式（裏面の様式又は市のホームページからダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、住所、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見については、住所、氏名等の個人情報を除き、ご意見に対する市の考え方と合わせて公表する場合があります。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はしませんのでご了承ください。

■ 意見の提出先

〒965-8601 ※住所不要 会津若松市 市民部 市民課 宛

Fax 0242-28-4579

電子メール simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

お問い合わせ先 会津若松市市民部 市民課 （電話 0242-39-1229）